

ひとり親家庭等自立促進基盤事業実施要綱

平成 27 年 4 月 13 日付雇児発 0413 第 17 号
雇用均等・児童家庭局長通知

1. 事業の目的

本事業は、民間団体が、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の自立を支援する事業を実施することにより、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤整備を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、別に定めるひとり親家庭等自立促進基盤事業公募要綱により、採択された民間団体とする。

3. 事業の内容

本事業の内容は、別に定めるひとり親家庭等自立促進基盤事業公募要綱により、採択された事業とする。

4. 国の補助

国は、予算の範囲内で、ひとり親家庭等自立促進基盤事業にかかる経費について別に定める基準（ひとり親家庭等自立促進基盤事業費補助金交付要綱）により補助するものとする。

5. 適用時期

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。